

兵庫県公報

令和8年10月16日 金曜日 第763号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 緊急防災等工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 測量業者登録簿兵庫県閲覧所閲覧規程に基づく登録簿の閲覧の休止（契約管理課）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	3

教育委員会公告

○ 入札公告	4
--------	---

告 示

兵庫県告示第1070号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和8年10月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 龍野中央病院
所 在 地 たつの市龍野町島田667番地の1
認 定 年 月 日 令和8年10月7日
認定の有効期限 令和11年10月6日

~~~~~

### 兵庫県告示第1071号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和8年10月2日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年10月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 事業名  
農村地域防災減災事業
- 地区名  
朽原新池地区
- 縦覧の期間  
令和8年10月16日から同年11月5日まで
- 縦覧の場所
  - 猪名川町役場（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - 兵庫県のホームページ  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/tochiharashinike-shinki.html>

## 兵庫県告示第1072号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和8年10月1日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年10月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名  
農村地域防災減災事業
- 2 地区名  
大池（寺前）
- 3 縦覧の期間  
令和8年10月16日から同年11月5日まで
- 4 縦覧の場所
  - (1) 神河町役場（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (2) 兵庫県のホームページ  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/oiketeramae-shinki.html>

## 兵庫県告示第1073号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年10月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
多木化学株式会社本社工場  
加古郡播磨町宮西346番地  
執行役員本社工場長 磯田 茂
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
多木化学株式会社本社工場  
加古郡播磨町宮西346番地

## (3) 特定施設に関する事項

|                                                 |                                                |                     |       |                           |       |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------|-------|---------------------------|-------|
| 種 類                                             |                                                | 27号イ ろ過施設           |       | 27号ロ 遠心分離機                |       |
| 能 力                                             |                                                | 18m <sup>3</sup> ／時 |       | 処理量 0.43m <sup>3</sup> ／回 |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                               |                                                | 許可後                 |       | 同 左                       |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                               |                                                | 着手後1箇月              |       | 同 左                       |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                               |                                                | 完成後                 |       | 同 左                       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                             |                                                | 24時間連続              |       | 同 左                       |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                   |                                                | な し                 |       | 同 左                       |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値         | 区 分                                            | 通 常                 | 最 大   | 通 常                       | 最 大   |
|                                                 | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>（水 素 指 数）                     | 5 ～ 6               | 5 ～ 6 | 6.5～7.5                   | 6 ～ 8 |
|                                                 | 生物化学的酸素要求量<br>（単位 mg／L）                        | —                   | —     | —                         | —     |
|                                                 | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>（単位 mg／L）                   | 3                   | 5     | 3                         | 5     |
|                                                 | 浮 遊 物 質 量<br>（単位 mg／L）                         | 1,500               | 2,000 | 30                        | 90    |
|                                                 | 窒 素 含 有 量<br>（単位 mg／L）                         | 0.5                 | 2     | 1以下                       | 1以下   |
|                                                 | 燐 含 有 量<br>（単位 mg／L）                           | 0.1                 | 0.4   | 0.1以下                     | 0.1以下 |
|                                                 | アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>（単位 mg／L） | 0.5                 | 2     | 1以下                       | 1以下   |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位 m <sup>3</sup> ／日） |                                                | 2                   | 2     | 102                       | 102   |

備考 既設特定施設を廃止するとともに他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年10月16日から同年11月6日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡播磨町住民協働部産業環境課

~~~~~

兵庫県告示第1074号

昭和43年兵庫県告示第308号(測量業者登録簿兵庫県閲覧所閲覧規程)第2条第3項に基づき次のように公示する。

令和8年10月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録簿の閲覧を令和8年11月2日(月)から令和9年1月3日(日)までの期間、休止する。

~~~~~

## 兵庫県告示第1075号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨東播磨県民局

長から報告があった。

令和8年10月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 被処分者

商号又は名称 株式会社加古川産業会館  
代表者氏名 野村隆幸  
事務所所在地 加古川市加古川町寺家町621番地  
免許証番号 兵庫県知事(5)第401167号  
免許年月日 令和4年4月10日

2 処分の内容

令和8年10月26日から同年11月16日までの22日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年10月16日

契約担当者

兵庫県立美術館長 林 洋子

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

兵庫県立美術館美術情報システム更新業務(賃貸借)

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和9年3月22日から令和14年3月21日まで

(4) 履行場所

兵庫県立美術館美術情報センター(機器の配置場所は当館が指定する場所とする。)

(5) 応募方法

単独企業または企業グループによるものとする。

(6) 入札方法

上記(1)の業務等について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が上記(2)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務の調達に参加していないこと。

ただし、上記(1)については代表企業のみで足りる。

### 3 入札参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1

兵庫県立美術館 担当 岡野

電話 (078) 262-0901 F A X (078) 262-0903

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年10月17日(土)から同月30日(金)までの午前10時から午後6時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、休館日(10月19日、10月26日)は郵送のみ受け付け。

- (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年11月26日(木) 午前11時

場所 兵庫県立美術館1階会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年11月25日(水)午後6時までに上記(1)場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年11月24日(火)午後6時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条第1項第3号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書が到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年12月3日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoko Hayashi, Director of Hyogo Prefectural Museum of Art

## (2) Nature of the required service:

Lease of a Computer system for use in the “Hyogo prefectural museum of art”

## (3) Fulfilment period:

From March 22, 2027 to March 21, 2032

## (4) Delivery location:

Art Information Group, Hyogo prefectural museum of art

## (5) Deadline for the submission of tender application form:

18:00 October 30, 2026

## (6) Deadline for tender:

11:00 November 26, 2026 by direct delivery

18:00 November 25, 2026 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Okano, Hyogo prefectural museum of art

1-1-1 Wakinohama Kaigan-dori, Chuo-Ku, Kobe, Hyogo 651-0073

TEL (078)262-0901